



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年4月14日（金） 第10091号

目次

ページ

規 則

- 群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（危機管理課） 2

告 示

- 群馬県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数（国保援護課） 3
- 道路の区域変更（道路管理課） 3
- 道路の供用開始（同） 3
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水環境課） 4
- 同 4
- 同 5
- 同 5
- 同 6
- 同 7
- 同 7
- 同 8

公 告

- 都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課） 8
- 指定道路の指定の取消し（建築課） 8
- 道路の指定（同） 9
- 道路位置の指定（同） 9

落 札

- 落札者等の決定（会計管理課） 10
- 同 10
- 同 11

■ 規則

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月十四日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十五号

群馬県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

群馬県災害救助法施行細則(昭和三十五年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一(一)3中「三百三十円」を「三百四十円」に改め、同表一(一)2中「六百二十八万五千円」を「六百七十七万五千円」に改め、同表二(一)3中「千百八十円」を「千二百三十円」に改め、同表三(三)1の表夏季の項中「一八、七〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六〇〇円」に、「三五、六〇〇円」を「三六、五〇〇円」に、「四二、五〇〇円」を「四三、六〇〇円」に、「五三、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、別表第一の三(三)1の表冬季の項中「三一、〇〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「四〇、一〇〇円」を「四一、一〇〇円」に、「五五、八〇〇円」を「五七、二〇〇円」に、「六五、三〇〇円」を「六六、九〇〇円」に、「八二、二〇〇円」を「八四、三〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、六〇〇円」に改め、別表第一の三(三)2の表夏季の項中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、四〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「二五、〇〇〇円」を「二五、四〇〇円」に、「一八、九〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、別表第一の三(三)2の表冬季の項中「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一八、三〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「二二、八〇〇円」を「二三、三〇〇円」に、「二七、四〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、別表第一の六(一)1中「六十五万五千円」を「七十万六千円」に改め、同表六(一)2中「三十一万八千円」を「三十四万三千円」に改め、同表八(三)2中「四千七百元」を「四千八百円」に、「五千円」を「五千五百円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同表九(三)中「二十一万三千八百円」を「二十一万九千五百円」に、「十七万九百円」を「十七万五千二百円」に改め、同表十一(四)2中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同表十二(二)中「十三万八千三百円」を「十三万八千七百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。

■ 告 示

◎群馬県告示第123号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第88条第1項の規定により、群馬県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数を次のとおり定め、令和5年6月1日から施行する。

なお、群馬県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数の告示（令和3年群馬県告示第133号）は、令和5年5月31日限り廃止する。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

保険医及び保険薬剤師を代表する委員 27人

保険者を代表する委員 27人

公益を代表する委員 29人

◎群馬県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	353号	渋川市村上字塩川271番の4地先から同市同字同263番の1地先まで	前	10.2～20.1	119.1
			後	14.2～27.1	119.1

◎群馬県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	353号	渋川市村上字塩川271番の4地先から同市同字同263番の1地先まで	令和5年4月14日

◎群馬県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、高崎都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 高崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画下水道事業 高崎公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年12月20日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 汚水

ア 収用の部分 昭和63年群馬県告示第971号及び平成7年群馬県告示第483号の事業地を次のとおり変更する。

阿久津町字堤上の一部を削除する。

イ 使用の部分 変更なし

(2) 雨水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、高崎都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画及び吉井都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 高崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画、箕郷都市計画、榛名都市計画及び吉井都市計画下水道 高崎公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年12月20日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 汚水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分

(イ) 高崎都市計画下水道事業 昭和55年群馬県告示第241号、昭和57年群馬県告示第347号、昭和60年群馬県告示第315号、昭和61年群馬県告示第301号、昭和63年群馬県告示第455号、昭和63年群馬県告示第972号、平成元年群馬県告示第813号、平成6年群馬県告示第179号、平成6年群馬県告示第552号、平成7年群馬県告示第698号、平成9年群馬県告示第628号、平成10

年群馬県告示第123号、平成10年群馬県告示第188号、平成11年群馬県告示第253号、平成13年群馬県告示第314号、平成14年群馬県告示第364号、平成16年群馬県告示第174号、平成16年群馬県告示第188号、平成16年群馬県告示第190号、平成16年群馬県告示第413号、平成16年群馬県告示第467号、平成17年群馬県告示第186号、平成23年群馬県告示第121号、平成27年群馬県告示第102号、平成28年群馬県告示第142号、令和元年群馬県告示第6号及び令和3年群馬県告示第138号の事業地を次のとおり変更する。

棟高町字西新堀の一部を追加する。

- (イ) 箕郷都市計画下水道事業 昭和62年群馬県告示第717号、平成5年群馬県告示第827号、平成7年群馬県告示第387号、平成9年群馬県告示第106号、平成12年群馬県告示第51号、平成16年群馬県告示第175号、平成16年群馬県告示第414号、平成23年群馬県告示第121号、平成28年群馬県告示第142号及び令和3年群馬県告示第138号の事業地を次のとおり変更する。

箕郷町上芝字上田屋、箕郷町矢原字山神及び箕郷町生原字薬師の各一部を追加する。

- (ウ) 榛名都市計画下水道事業 昭和63年群馬県告示第851号、平成8年群馬県告示第194号、平成10年群馬県告示第124号、平成11年群馬県告示第580号、平成13年群馬県告示第177号、平成14年群馬県告示第627号、平成16年群馬県告示第627号、平成17年群馬県告示第47号、平成23年群馬県告示第121号、平成28年群馬県告示第142号及び令和3年群馬県告示第138号の事業地を次のとおり変更する。

上里見町の一部を追加する。

- (エ) 吉井都市計画下水道事業 変更なし

(2) 雨水

- ア 収用の部分 変更なし
イ 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、伊勢崎都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 伊勢崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画下水道事業 伊勢崎公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和46年1月5日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、伊勢崎都市計画下水道、赤堀都市計画下水道及び東都市計画下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 伊勢崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 伊勢崎都市計画下水道、赤堀都市計画下水道及び東都市計画下水道 伊勢崎公共下水道
- 3 事業施行期間 平成14年6月18日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 汚水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分

平成14年群馬県告示第363号、平成14年群馬県告示第522号、平成14年群馬県告示第568号、平成15年群馬県告示第240号、平成16年群馬県告示第173号、平成16年群馬県告示第664号、平成18年群馬県告示第514号、平成18年群馬県告示第515号、平成18年群馬県告示第516号、平成20年群馬県告示第169号、平成20年群馬県告示第170号、平成20年群馬県告示第171号、平成20年群馬県告示第172号、平成24年群馬県告示第139号、平成27年群馬県告示第341号、平成29年群馬県告示第129号、平成30年群馬県告示第204号及び令和4年群馬県告示第117号の事業地を次のとおり変更する。

堀口町、八斗島町、除ヶ町、大正寺町、富塚町、境百々東、境美原及び境三ツ木の各一部を追加する。

(2) 雨水

ア 収用の部分 変更なし

イ 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、渋川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 渋川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 渋川都市計画下水道事業 渋川公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年3月13日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分 なし

(2) 使用の部分 昭和54年群馬県告示第186号、昭和60年群馬県告示第470号、昭和61年群馬県告示第172号、平成3年群馬県告示第61号、平成10年群馬県告示第89号、平成16年群馬県告示第172号、平成16年群馬県告示第547号、平成23年群馬県告示第90号、平成28年群馬県告示第131号及

び令和3年群馬県告示第142号の事業地を次のとおり変更する。

渋川字折原、石原字大中子、字西浦及び字唐沢、行幸田字辻原、字六反及び字伊勢森、中村字前田、字道永、字夏梅、字岡前、字蜂島、字十二及び字中島並びに半田字向大島、字大島及び字沼辺の各一部を追加する。

◎群馬県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、渋川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 渋川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 渋川都市計画下水道事業 伊香保公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和35年7月1日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、富岡都市計画下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 富岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 富岡都市計画下水道 富岡公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和58年9月16日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 汚水
 - ア 収用の部分 なし
 - イ 使用の部分

昭和58年群馬県告示第709号、平成3年群馬県告示第230号、平成6年群馬県告示第168号、平成9年群馬県告示第279号、平成16年群馬県告示第540号、平成23年群馬県告示第138号、平成28年群馬県告示第146号、平成29年群馬県告示第125号及び令和3年群馬県告示第144号の事業地を次のとおり変更する。

七日市字大明神木、鳥坂、一峰及び旧郭、富岡字神田、築場、馬見塚、久保、西芝宮、小舟東及び七五三田、黒川字下川原及び向川原、別保字川向、一ノ宮字本宿及び鳥坂並びに田篠字塚原及び池ノ久保の各一部を削除し、田篠字久保宿の一部を追加する。

- (2) 雨水

- ア 収用の部分 なし
- イ 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、みなかみ都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 みなかみ町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 みなかみ都市計画下水道事業 みなかみ公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年3月20日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 平成23年群馬県告示第127号、平成28年群馬県告示第151号及び令和3年群馬県告示第150号の事業地を次のとおり変更する。

大字大穴字大見堂、字森前、字高平及び下川原の各一部を削除する。

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、富岡都市計画下水道（富岡公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 富岡都市計画下水道 富岡公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和5年3月15日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び富岡市建設水道部上下水道整備課

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定による道路の指定を、次のとおり取り消した。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日 指定取消し年月日

1	法第42条第1項第4号に規定する道路	藤岡市藤岡字祢宜林1455-1の一部、1455-40、1455-43、1455-45、1455-50、1455-51、1456-4、1456-5、1457-7、1458-6、1459-5、1465-3、1465-4、1469-7、1469-8、1469-9、1469-10、1469-11、1469-12、1470-4、1471-3、字西ノ原2055-2、2055-4、2055-5、2056-6、2056-7、2056-8、2057-7、2057-8、2057-9、2077-12、2077-13	延長 幅員	383.00 10.00	群馬県指令高土第886-2号 平成25年12月20日 令和5年3月24日
---	--------------------	---	----------	-----------------	--

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日	
1	法第42条第1項第4号に規定する道路	みどり市大間々町塩原114-2の一部、115-2、115-2地先道の一部、116-8の一部、116-11、116-21、116-23、116-24	延長 幅員	16.00 14.53	群馬県指令太土第30255-2号 令和5年3月30日

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る	指定に係る	指定に係る道路	指定番号
----	-------	-------	---------	------

	道路の種類	道路の位置	の延長及び幅員 メートル	指定年月日
1	法第42条第1項 第5号に規定する 道路	北群馬郡榛東村大字広馬 場字井戸尻2273-1	延長 47.97 幅員 6.15 有効幅員 6.00	群馬県指令前土第30 4-21号 令和5年3月3日

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一太

1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び落札金額

購入物品	予定数量	落札金額
Canon LBP842C用トナーカートリッジ及び回収トナーボックス		
ア トナーカートリッジ（ブラック）（大容量）	647本	24,150円/本
イ トナーカートリッジ（イエロー）（大容量）	189本	30,250円/本
ウ トナーカートリッジ（マゼンタ）（大容量）	173本	30,250円/本
エ トナーカートリッジ（シアン）（大容量）	201本	30,250円/本
オ トナーカートリッジ（ブラック）（通常容量）	14本	16,580円/本
カ トナーカートリッジ（イエロー）（通常容量）	11本	20,520円/本
キ トナーカートリッジ（マゼンタ）（通常容量）	9本	20,520円/本
ク トナーカートリッジ（シアン）（通常容量）	9本	20,520円/本
ケ 回収トナーボックス	48本	3,160円/本

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

3 落札者を決定した日 令和5年3月22日

4 落札者の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96番地

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

6 入札公告をした日 令和5年2月7日

次のとおり落札者を決定した。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一太

1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び落札金額

購入物品	予定数量	落札金額
OKI C835dnwt用大容量トナーカートリッジ及びイメージドラム		
ア トナーカートリッジ（ブラック）（大容量）	468本	16,120円/本
イ トナーカートリッジ（イエロー）（大容量）	342本	17,220円/本
ウ トナーカートリッジ（マゼンタ）（大容量）	354本	17,220円/本

エ トナーカートリッジ（シアン）（大容量）	360本	17,220円/本
オ トナーカートリッジ（ブラック）（通常容量）	48本	9,650円/本
カ トナーカートリッジ（イエロー）（通常容量）	42本	10,340円/本
キ トナーカートリッジ（マゼンタ）（通常容量）	42本	10,340円/本
ク トナーカートリッジ（シアン）（通常容量）	42本	10,340円/本
ケ イメージドラム（ブラック）	132本	9,860円/本
コ イメージドラム（イエロー）	120本	9,860円/本
サ イメージドラム（マゼンタ）	120本	9,860円/本
シ イメージドラム（シアン）	120本	9,860円/本

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和5年3月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521番地の8
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 入札公告をした日 令和5年2月7日

次のとおり落札者を決定した。

令和5年4月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び落札金額

購入物品	予定数量	落札金額
EPSON Offirio LP-S8160用リサイクルプリンタトナー、感光体ユニット及び廃トナーボックス		
ア リサイクルプリンタトナーブラック	1,568本	6,700円/本
イ リサイクルプリンタトナーイエロー	582本	9,150円/本
ウ リサイクルプリンタトナーマゼンタ	470本	9,150円/本
エ リサイクルプリンタトナーシアン	524本	9,150円/本
オ 感光体ユニットモノクロ	212本	8,500円/本
カ 感光体ユニットカラー	455本	8,500円/本
キ 廃トナーボックス	243本	1,410円/本

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和5年3月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521番地の8
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 入札公告をした日 令和5年2月7日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話 027-223-1111